

くすの樹



2020年1月

〒880-0803 宮崎市旭1-3-20くすの樹ビル TEL:(0985)24-8820 FAX:(0985)22-2937 URL:<http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

24時間365日商品売っているコンビニは、全国各地に6万店近く広がり、私たちの便利な生活を支えています。

しかしその裏で、コンビニ本部の利益のために、零細加盟店が、他国では認められない不公正な会計を含む不利益なシステムを押し付けられ、加盟店オーナーの過労死や自死も相次いでいます。

そのような中、一部の加盟店が声を上げ、時短や元日を休みにする取り組みを始めました。契約解除をちらつかせて加盟店を言いなりにさせるやり方がコンビニ業界全体を衰退させることを、政府もコンビニ本部も認識するようになり、改善に取り組まざるを得なくなっています。

‘労働者’として保護されない‘個人事業主’が増加する中、加盟店オーナーの状況は他人事ではありません。働く人のいのちと健康を守るための、業種を超えた社会の連帯が必要です。コンビニ利用者、消費者である私たち一人ひとりも、意識の転換が求められています。

今年も、皆様とともに、生活と権利を守り、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子
弁護士 成見 正毅
弁護士 久保田 吉哉
事務職員一同



逃げ続け隠し続ける安倍首相、かばう与党・官僚が日本を壊す

公正でまともな政治を取り戻そう



今年の漢字

桜

先の臨時国会は、安倍首相主催の「桜を見る会」をめぐる、安倍首相がウソ・ごまかしの答弁を繰り返して、調査もせずに逃げ回り、与党・官僚がこれをかばい、紛糾したまま閉会しました。税金、ルール、公文書、権力・国政私物化という安倍政権の本質が凝縮した「桜を見る会」問題。猫さんにポイントを聞いてみました。

●招待してはならない人を招待

——猫さん、第二次安倍内閣の5年間で、「桜を見る会」の支出額・招待客数が大幅に増えましたね。

猫：「桜を見る会」は「各界において功績、功労のあった方々を招き日頃の労苦を慰労するため」の内閣総理大臣主催の公的行事で、費用は税金から賄われているにや。この5年間毎年予算額を大きく上回る支出を続け、その支出額も5年間で2倍近くに増え、招待客もついに1.8万人を超えたんで、昨年の臨時国会で日本共産党の田村議員が質問し、野党が連携して追及して問題がボロボロと明らかになってきたにや。

——招待してはいけない人が招待されていたようですね。

猫：安倍首相の後援会の人々が大量に招待され、参院選挙を

控えた自民党議員にも多くの招待状が配分されたことが明らかに。‘安倍首相の選挙に貢献した人・貢献する人’を招き、新宿御苑での特別な飲み食いと土産を提供することは、事実上、公職選挙法が禁じる買収・供応を税金を使って行うに等しい行為にや。

——松島元法相は選挙区の祭りでうちわを配って大臣を辞任し、菅原前経産大臣は選挙区内有権者にカニやメロンを配って大臣を辞任しましたね。

猫：いずれも公職選挙法の抵触が疑われる行為にや。自費でやったら刑事罰を受ける行為を税金でやるのはある意味もったちが悪いにや。

——マルチ商法で高齢者を食い物にした「ジャパンライフ」の会長も招待されたようです。

猫：ジャパンライフは2017年12月に事実上破綻し、被害者は約7000人、被害総額は約2000億円に上る。招待が安倍首相枠であったことは、受付票番号「60」が示してるにや。安倍夫妻のお友達は皆「60」で招待されてるにや。同社のマルチ商法と被

害は国会でもたびたび審議され、消費者庁は2013年に被害調査を開始、2014年5月には立入検査を行う予定だったにや。ところが突如不可解にも‘行政指導’に留められ、翌2015年2～3月頃に同社会長に招待状が送付される。同社は当時70億円の赤字、新たな顧客から得た金で前の顧客に支払いをする自転車操業に陥っていたが、この招待状が新規顧客獲得の最後の‘荒稼ぎ’に利用されたにや。実際に招待状を見て信用して大金を失った被害者もいて、安倍首相は、詐欺被害を拡大させた社会的責任を免れにやい。——吉本のお笑い芸人は、反社会的勢力である特殊詐欺グループ主催の会合に出席して契約解消や謹慎処分になっていますよね。

猫：反社会的勢力には厳しい姿勢で臨むのが社会のこれまでの取組の到達点にや。にもかかわらず、暴力団と関係の深い人物が入り込んで菅官房長官とのツーショット写真が撮られていたことが報道されてるにや。

——菅官房長官は、『反社会的勢力』の定義はない」と言い張り、閣議決定までしたようですが・

猫：「反社会的勢力」は辞書にも載ってるし、法務省の指針や政府系独立行政法人の反社会的勢力対応規程、警視庁の通達などで当然ながら定義されてるにや。自分の都合が悪くなるとルール自体を勝手に変えたり、なかったことにするのが安倍政権の得意技にや。

●名簿を廃棄、資料を隠して調査もせず

——すごいのは、名簿を出すよう野党から要請された途端に名簿を‘廃棄処分’したことです。

猫：日本共産党の宮本議員が名簿を提出するよう求めた1時間後に、内閣府だけ今年の名簿を「シュレッダーにかけて」廃棄し、データも「削除」したという。他の各省庁は推薦者名簿を保存しているというのに悪質にや。



‘シュレッダーが混み合っていてこの日になった’ というアホみたいな弁解も、シュレッダーが超ハイスペックなことと予約状況からウソと判明。最後は障害者雇用の職員のせいにして卑劣この上ないにや。

——名簿のデータを削除しても、サーバーには一定期間バックアップデータが残っていたようですね。

猫：データを削除した後も8週間はバックアップデータが残っていたのだから、野党から要求された時点で復元させて開示すべきだったのに、「ない」とウソをついたことは国会と国民を愚弄するものにや。菅官房長官は、バックアップデータは「行政文書に該当しない」などと詭弁を繰り返すばかりにや。安倍首相が調査すら指示せず隠し通そうとするのは、名簿が出てきたらよっぽど困ることがあるに違いにやい。

——「名簿がないので誰を招待したのか誰が出席したのか分からない」なんて、あり得ないですね。

猫：今年はオリンピックを開催するというのに、安倍政権に「セキュリティ」を語る資格は全くにやい。

——公文書の保存と公開は、民主主義先進国では当たり前のルールではありませんか。



猫：ワシントン・ポスト紙によれば、米国には大統領記録法があって、大統領が触った全文書は歴史的記録として保存し、国立公文書館に送らなければならにやい。ところがトランプ大統領は、見終わった紙を引き裂きゴミ箱に投げ込む長年の癖があるため、今のホワイトハウスには、法律違反を避けるため、トランプ大統領が破った破片を元通りつなぎ合わせるチームがあるとのこと。情報公開で日本は、米国など西側民主主義諸国よりはるかに遅れており、1999年に情報公開法が成立したものの、安倍政権が決まりを系統的に破り同法の規定を後退させている、と報じてるにや。公文書を平気で隠し改ざんし廃棄することは思想信条・支持政党以前の問題で、こんな政権にこの国のかじ取りを任せることはもはや「世界の恥」でしかにやい。

●首相をかばい隠しつづける与党

●首相をかばい隠しつづける与党

——ホテルニューオータニでの「前夜祭」の会費が5000円とは安すぎですよ。

猫：そんな値段でできるなら今年の忘年会はニューオータニですわ。安倍後援会主催にもかかわらず、公表された収支報告書に記載がにやい。差額を安倍事務

所側が補填していれば公職選挙法が禁じる有権者買収に、ホテルが被っていれば寄附として政治資金規正法違反、内閣府からの受注業者として贈収賄の疑いすらあり、どう見ても説明不能なため、野党の要求にもかかわらず、首相は逃げ回り、与党は首相をかばってついに予算委員会に出席させずじまいにや。

●野党・市民の結束でまっとうな政治を

——「桜を見る会」追及の野党の結束はすごいですね。

猫：日本共産党の追及が野党全体のたたかいに発展し、追及チームで情報共有して政府を追い詰め、ネットに火が付き、国民的な怒りを巻き起こし、メディアも連日報道。国会閉会で幕引きは許さにやい。逃げ切ったと思ったら大間違いにや。野党と市民の結束で、まっとうな政治を取り戻そう！

まっとうな政治、社会の実現のためには一刻も早い安倍政権の退陣が必要にや。



にひ 仁比そうへいさんへの応援、 ありがとうございました



昨年7月の参院選挙では、仁比(にひ)そうへいさんの当選のため、多くのご支持・ご支援をいただきありがとうございました。

残念ながら、日本共産党の議席が比例で4議席となり、個人名の得票数5番目の仁比(にひ)さんは、僅差で三選を果たすことができませんでした。

仁比(にひ)さんは、弁護士として多くの労働事件や多重債務問題、環境・公害問題などに取り組み、参院議員時代には、被災者支援、性暴力被害の根絶、基地・原発・労働・環境・経済・憲法問題その他さまざまな課題に取り組み、いつも弱い立場の人に寄り添って、いのちとくらしを守る政治の実現に力を尽くしてきました。

国会・国民軽視、憲法と民主主義破壊の政治がいよいよ横行する中、仁比(にひ)さんの大切な議席を守ることができなかったことがますます悔やまれますが、捲土重来を期し、今後も仁比(にひ)そうへいさんに対するいっそうの応援をお願いいたします。



特別寄稿

全日本年金者組合宮崎県本部 老後資金2000万円問題とは？

津守 信弘さん（執行委員長）



金融庁は、6月3日「資金寿命」指針を公表しましたが、そのなかで「公的資金だけでは生活できない。自力で2000万円用意する必要がある」と述べました。政府は、これまで「年金で必要な生活費はまかなえる」「100年安心の年金制度だ」と宣伝してきました。今回の金融庁の報告書は、それがウソだったことを正直に認めたものになりました。100年安心と言っていたのに、人生100年になったら、「年金はあてにするな」「自己責任で貯蓄せよ」というのは、国家的サギに等しいやり方ではないでしょうか。

政府が「マクロ経済スライド」によって、「基礎年金が、7兆円削減される」と公式に認めたことにより、「年金問題」が国民的関心事となりました。

また、厚生労働省が公表した「財政検証」をめぐり、来年の通常国会でも年金問題が中心課題となることでしょう。

年金の「自動削減装置」ともいうべき「マクロ経済スライド」というのは、30年間もの長期にわたって、毎年0.9%程度基礎年金を下げ続けるしくみのことです。高齢化によって不足する財源分が0.3%、一方少子化によって、不定する財源分が0.6%、調整率は、合わせて0.9%になるという説明です。現在35歳の方は、月6万5000円の基礎年金が4万5000円に減らされます。

大企業や富裕層から、税金を中小企業並みに納税させ、米国からの武器の爆買いをやめれば、財源は確保できます。公的年金がささやかな暮らしさえ保障できないことこそ問題です。低すぎる国民年金（月平均）5万1000円の引き上げが切実な要求です。そして、すべての国民に「全額国庫負担による月額8万円の最低保障年金制度」の創設など安心して生活できる年金制度に立て直すことが必要です。私たち全日本年金者組合は、6月に結成30周年を迎えましたが、組合結成以来「最低保障年金制度」の創設を中心課題として運動してきました。

最低保障年金制度は、世界の先進諸国の常識です。国連の社会権規約委員会が日本政府に対し、2度にわたって「最低保障年金制度」を創設するよう勧告しています。同時に「日本は女性の年金が低すぎるのでは正するように」との勧告も出されています。

年金者組合が提案する最低保障年金制度は、全額国庫負担で保険料なしの最低保障年金（1人月額8万円）を1階とし、納めた保険料に応じて受けとる「拠出年金」を2階とする2階建ての年金制度です。

1日も早くマクロ経済スライドを廃止させ、安心して老後の生活が送れるように最低保障年金制度を実現しようではありませんか。

宮崎県本部では、いま年金の切り下げに抗議する裁判に10名の原告が立ち上がり、宮崎地方裁判所でたたかっており、谷口純一弁護士にも弁護団に参加してもらっています。裁判へのご支援と、年金制度を含む社会保障制度をよくしたいと希望される皆さんの組合への加入を、心から呼びかけます。

宮崎くすの樹 法律事務所 駐車場のご案内



事務所前の駐車スペースは、軽自動車または小型車のみ駐車可能です。
普通車は、向かいの田ノ上ガレージ6番・7番、もしくは赤レンガ建物向かいの専用駐車場をご利用下さい。



Q&A

刑事(公判)

万引きをして逮捕された私の息子が、起訴されました。これからどうなるのでしょうか。



回答 弁護士 久保田 吉哉

Q 裁判では何が行われますか。

起訴されると、「被告人」という立場で刑事裁判を受けることとなります。通常、起訴後1ヵ月程で1回目の裁判(公判)が開かれます。被告人の本人確認の後、起訴された事実の確認と、内容に間違いがないかどうか被告人・弁護人の意見が述べられ、証拠の取調べが行われます。

簡易な事件であれば、1回目の公判で審理が全て終了し、2回目の公判で判決が言い渡されます。

複雑な事件では、1回目の公判前や途中で準備の準備が行われたり、多数の証人が法廷に呼ばれて、証拠の取調べが複数の期日にわたって行われたりします。

Q 弁護人は必要なのですか。

被告人が冤罪を主張する場合はもちろん、罪を犯したことを認める場合でも、弁護人には、手続が適切になされるかをチェックして被告人の権利を守り、被告人が過大な罰を受けることがないよう、被告人の言い

分や被告人に有利な事情を裁判所に提出する役割があります。被害弁償や被告人が社会に戻るための環境調整を行うこともあります。

被告人は自分の権利を守るために、どんな事件でも弁護人を選任する権利が憲法上保障されています。また「一定の重大事件」については、弁護人が就かなければ裁判を開くことがそもそもできません。

捜査段階から弁護人が就いていれば、通常は同じ人が引き続き公判でも弁護人を務めることとなります。

Q 息子は勾留されたままですか。

起訴時に勾留中の被告人については、何もしなければ裁判手続が終わるまで勾留が続くこととなります。

しかし勾留が続くことは被告人にとって苦痛が大きく、仕事を失ったり、健康上の問題や訴訟準備への支障が生じるおそれもあります。

保釈保証金を預けることで勾留から解放される保釈制度があり、要件を満たす場合には、起訴後に弁護人が手続を行うことができます。

Q 息子は刑務所に行くのですか。

証拠に照らして有罪となる場合、事件の内容、示談や被害弁償の有無、被告人の前科前歴、反省の態度など様々な事情を考慮して、裁判官が法律の範囲内(万引きの場合、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金)で刑罰を決めます。懲役刑の執行が猶予される場合や罰金刑の場合には、すぐに刑務所に行くことはありません。

Q 家族は何か協力できますか。

被害弁償や就職先の確保、再犯防止のための監督の約束などのご家族の協力は、被告人が受ける刑罰の内容や被告人の更生に大きな影響を与えます。ご家族に情状証人としての出廷をお願いすることもあります。

Q 家族の不安も相談できますか。

私選弁護人の依頼やご相談はもちろん、弁護人に相談しづらいご家族の悩みや不安についても、遠慮なく当事務所にご相談下さい。

※成年後見・労働審判・相続・離婚・交通事故・過労死・残業代・医療過誤等、過去の事務所ニュース(事務所HP)をご覧ください。

法

法律相談のご案内

◆原則その日のうちに、
ご相談をお受けします◆

- 事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。
- 法律相談料は原則として1時間以内5,500円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、法テラスを利用して無料になる場合もあります。遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

業務時間

ご予約☎(0985)24-8820

- 月曜日～金曜日 9:00～17:15
- 第1, 第3土曜日 9:00～13:00

宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分・「橋通1丁目」から徒歩3分。県庁前楠並木通沿い。1階駐車場。

